

往の不動産トラブルを解決する

調停人候補者紹介

ADR（裁判外紛争解決）という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るものは「一部ではあります、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合つ調停人の日々の活動はそれ 자체が広い意味でのADRと呼ぶことができるでしょう。ここでは、そのような街の不動産業者（候補者）の方々の声を紹介します。

令和5年6月14日、空家等
ブルを引き起こすケースが後
対策の推進に関する特別措置
を絶たないことが挙げられま
法の一部を改正する法律が公
す。

の放置によって発生する様々なトラブルを解消し、空き家の活用や処分を後押しするための法律です。改めて、同法成立の背景としては、空き家の中には長期にわたり「放置」をされていたものも少なくなく、これが処置をしていく上での弊害となり、更にはトラス。放火は、空き家の周辺住家（建物や土地）が「空き起」す問題には、①放火、②アーミーの不法投棄、③不審者の侵入・住みつき、④地震や突風による家の倒壊、⑤景観の悪化——といったものがあります。



赤澤泰三氏

資格・総合

による家の倒壊、(5)景観の悪化——といったものがあります。放火は、空き家の周辺住民の方が不安視する問題の1つであり、敷地内にゴミが散乱したり雑草が繁殖していたりすると、あつという間に火が燃え広がり、大火災へと発展する恐れもあります。冬場

【調停人候補者】

赤澤泰三氏

一般社団法人全国空き家流通促進機構代表理事

は、適切な管
理がなされな
いため、一般
の住宅よりも
早く老朽化が
進んでいきま
す。例えば、
一般社団法人全国空き家流
通促進機構においては、AD
Rなどを活用した空き家トラ
ブル解決や空き家物件流通の
活性化に取り組んでおり、こ
れからも、これからに注力して
いきたいと考えております。

者が不在と判断されると、不法侵入者による侵入や盗難の被害を受けやすくなってしまいます。大きな地震や突風により、外壁の一部が剥がれてしまったり、アンテナ類が倒れて落下したりする危険性も高まっています。また、景観の悪化という点については、「街並みの風景に与える悪影響」についてのものになります。不法投棄されたゴミによる悪臭や、地域全体のイメージの悪化という問題を挙げられるかもしれません。

は、特に注意が必要です。

また、人の出入りがないと判断された空き家に、ゴミが不法投棄されているケースがあります。空き缶や古雑誌をはじめとした生活ゴミだけではなく、家電製品や家具、自転車、布団などを投げ捨てていくケースもあります。更に、



管理されていない空き家には
ゴミが投棄される可能性も